政令

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年五月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十六号

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部改正）

第一条　外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令

第一条の前に次の目次を付する。

目次

第一章　国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（第一条―第三十四条）

第二章　国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第三十五条―第三十七条）

附則

第三条中「第一条又は第二条」を「第四十四条又は第四十五条」に改め、「（昭和四十年法律第三十三号）」及び「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、「こえて」を「超えて」に改め、同条を第三十七条とする。

第二条中「第一条又は第二条」を「第四十四条又は第四十五条」に改め、同条を第三十六条とする。

第一条中「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（以下「法」という。）第一条」を「法第四十四条」に、「国際運輸業（以下」を「国際運輸業（次条及び別表において」に、「同条及び法第二条」を「法第四十四条及び第四十五条」に改め、「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削り、「。以下」の下に「この条、次条及び同表において」を加え、「附随して」を「付随して」に改め、同条を第三十五条とし、同条の前に次の一章及び章名を加える。

第一章　国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等

（定義）

第一条　この章において、「国内」、「外国居住者等」、「居住者」、「非居住者」、「内国法人」又は「外国法人」とは、それぞれ外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下「法」という。）第二条に規定する国内、外国居住者等、居住者、非居住者、内国法人又は外国法人をいう。

（外国の指定）

第二条　法第二条第三号に規定する政令で定める者は、非居住者又は外国法人で、外国（同号に規定する外国をいう。以下この章において同じ。）の法令において、当該外国に住所若しくは居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものとする。

（外国居住者等の範囲）

第三条　法第二条第三号に規定する政令で定める者は、非居住者又は外国法人で、外国（同号に規定する外国をいう。以下この章において同じ。）の法令において、当該外国に住所若しくは居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものとする。

（国内事業所等の範囲）

第四条　法第二条第六号イに規定する政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場

二　鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

三　その他事業を行う一定の場所（次項に規定する建設作業等を行う場所及び第三項に規定する特定役務提供を行う場所を除く。）

2　法第二条第六号ロに規定する政令で定めるものは、外国居住者等の国内にある建設作業場（外国居住者等が国内において建設作業等（建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で六月を超えて行われるものをいう。以下この項において同じ。）を行う場所をいい、当該外国居住者等の国内における当該建設作業等を含む。）とする。

3　法第二条第六号ハに規定する政令で定めるものは、事業を行う外国居住者等（役務の提供を内容とする事業（以下この項及び次項において「役務提供事業」という。）を行う者に限る。以下この項において同じ。）の国内にある役務提供場所（外国居住者等の使用人その他の従業者（当該外国居住者等が行う役務提供事業のために役務の提供を内容とする事業を行う他の者の使用人その他の従業者を含む。以下この項及び次項において「使用人等」という。）が国内において特定役務提供（当該外国居住者等の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日において開始し、又は終了する十二月の期間のうち一の十二月の期間において、当該外国居住者等の一のプロジェクト及びこれに関連するプロジェクトとして総務省令、財務省令で定めるものについての当該外国居住者等に係る使用人等の国内における当該役務提供事業のためにする役務の提供で百八十三日を超えて行われるものをいう。以下この項において同じ。）を行う場所をいい、当該外国居住者等に係る使用人等の国内における当該特定役務提供を含む。）とする。

一　当該外国居住者等が非居住者である場合　その年の一月一日から十二月三十一日までのいずれかの日

二　当該外国居住者等が外国法人である場合　その事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の日からその終了の日までのいずれかの日

4　次に掲げる場所（外国居住者等（当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該外国居住者等に係る使用人等。以下この項において同じ。）が第一号イからニまでに掲げるいずれかの活動、第二号に規定する活動又は第三号に規定する複数の活動のみを行う場合におけるこれらの活動を含む。）は、第一項に規定する政令で定める場所及び前二項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。

一　外国居住者等が次に掲げる活動のいずれかを行うことのみを目的として使用する一定の場所

イ　当該外国居住者等に属する物品又は商品を保管し、展示し、又は引き渡すこと。

ロ　当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を保管し、展示し、又は引き渡すこと。

ハ　当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のために保有すること。

ニ　その事業（当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該役務提供事業のために当該外国居住者等に係る使用人等が行う役務の提供に係る事業。以下この項において同じ。）のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集すること。